2023 年度インド国別研修 「食品加工及び食品安全管理を通じたコメの付加価値向上」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター(以下、「JICA東京」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、インド国において食品加工分野における教育、研究、産業振興を目的として設立されたインド国立食品技術振興・管理研究所から、研修員として日本に招いた、同国食品加工研究の中核を担う人材に対し、インドの食文化に適したコメ加工食品の開発やコメ加工技術の国内での普及展開を達成するべく、コメ加工に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人 秋田国際交流友の会(以下、「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、秋田市・秋田市教育委員会および JICA と連携し、国際親善に寄与し、国際交流活動を推進するとともに、地域社会に貢献すること等を目的として設立された組織です。JICA が主催する事業の実行委員会のメンバーとなり、様々な国際交流・国際親善・国際協力のイベントやフォーラム等を開催しています。さらに、農業・農村開発分野においては、過去より連続して、開発途上国を対象とした JICA 東北所管の研修事業を受注してきた実績があり、同会には過去の類似 JICA 研修事業を通じて得た人材育成の知見が蓄積されています。同会は、特に、稲作・コメ加工産業が盛んな秋田県大潟村及び周辺の地域において、行政、研究機関、民間を含む地域人材ネットワークのハブ機能を有するとともに、産学官民から多様な講師を招聘し、本研修業務を適切かつ効果的に実施することができます。上記の事由から、特定者は、事実上、本業務の履行が可能なほぼ唯一の機関であると言えます。

このことから、特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名: 2023 年度インド国別研修「食品加工及び食品安全管理を通じたコメ の付加価値向上」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要:別添1「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間: 2024年1月22日~2024年2月3日(予定)
- (4) 契約履行期間:2023年12月1日~2024年3月27日(予定)

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件:
 - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格 (以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措 置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を 図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用 するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給 し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維 持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき 関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係 事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体 制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
 - (※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
 - (※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
 - 個人番号利用事務実施者
 - · 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行 う事業者
 - ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
 - 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:

- 1)業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 2)業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- 3) コメ加工分野に精通し、研修指導に必要な同分野の専門人材を確保できること。

3 手続きのスケジュール

_ 士枕さの人ソンコ	ール	
(1)参加意思	提出期間	2023年 11月 9日(木) 17:00 まで
確認書の提出	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	・参加意思確認書(別添2)、同確認書で提出
		を求められている資料等
		・応募要件に該当する全省庁統一資格を有し
		ていない者は、参加意思確認書に記載の提出
		資料一式(写し可)
	提出方法	メール
		※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を
		参照のうえ、公示に記載の契約担当部署メー
		ルアドレスへ提出期限までに必着で送信する
		こと。
	通知日	2023年 11月14日 (火)
(2)審査結果	通知方法	メール
の通知	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
(3)審査結果	請求方法	メール
についての理由		※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を
請求		参照のうえ、公示に記載の契約担当部署メー
		ルアドレスへ提出期限までに必着で送信する
		こと。
	請求締切日	2023年11月21日(火)
	回答予定日	2023年 11月28日 (火)
	回答方法	メール

【メール送信の際の留意点】

- ・送付メールの容量は3MB以下として下さい。
- ・データ容量が大きい場合は、上記参加意思確認書(別添2)の PDF データを受領後1営業日以内に、提出された参加意思確認書に記載されているメールアドレスに大容量受け渡しサイト(GIGA POD)の URL とログインするための ID、パスワードを JICA 東京から連絡します。同サイトに提出すべき書類を格納した後は、必ず JICA 東京担当者にメールにて一報下さい。

- ・上記大容量受け渡しサイトが使用できない場合は、郵送又は持参下さい。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認のうえ 24 時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時までに)受信確認メールを送付しますが、万一連絡が無い場合は、JICA 東京担当者へ問い合わせ下さい。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付ませんので早期の提出を推奨します。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について 説明を求めることができます。(上記3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します。
- (11) 共同企業体:共同企業体の結成を認めません。

以上

2023 年度インド国別研修 「食品加工及び食品安全管理を通じたコメの付加価値向上」 研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1)研修コース名

2023 年度インド国別研修「食品加工及び食品安全管理を通じたコメの付加価値向上」

(2) 技術研修期間(予定)

【来日研修】2024年1月22日~2024年2月3日(研修日計9日)

- (3)研修員(予定)
 - 1) 定員 12名
 - 2) 研修対象国

インド国

3)研修対象組織・対象者 インド国立食品技術振興・管理研究所(NIFTEM)の職員

(4) 研修使用言語

英語

(5) 研修の背景・目的

インドはコメの生産量において、中国に次ぐ第2位に位置する世界有数の農産物生産国である1。豊富な生産量に合わせて、インドにおける食品加工産業は2015年からの5年間の年間平均成長率は約11.18%と大きく成長している2。食品加工産業の拡大は、雇用創出や農家の所得向上にも寄与することから、食品加工省は2017年5月に食品加工産業振興政策「Pradhan Mantri Kisan Sampada Yojana (PMKSY)」を策定し、食品加工産業の振興のため、2016年から2020年までの間で600億ルピーを投じ、道路や水道等の基礎インフラから倉庫や冷蔵施設等の加工施設の整備、食品加工業者の訓練を行ってきた。2022年8月にはPMKSYの

¹ Agricultural Statistics at a Glance 2020

² Annual Report 2021-22 (Ministry of Food Processing Industries)

ガイドラインを策定し、同政策は助成金事業として続けられている3。

しかし、コメはその生産量と比較して加工食品として活用される割合は非常に 小さい⁴。インドにおける食品加工産業の振興において、豊富な生産量を誇るコメ が持つポテンシャルは大きいが、現状は以下の様な課題を抱えおり、そのポテン シャルを十分に活かすことができていない。

- ① コメ加工に関する食品加工産業の 90%以上5を中小零細業者が占めている。また、そのほとんどが伝統的な米菓食品や発酵食品を製造し、伝統的な手法や施設に頼り切っているため、近代化が進んでおらず、食品産業として未発達なままである。
- ② またこのような背景から、製品の品質管理にも課題が指摘されている。インドでは食品安全基準規制機関である Food Safety and Standards Authority of India (FSSAI)が、コメについても安全基準を定めているが、十分に適用されていないという指摘6がある。
- ③ 加えて、飯米向けを含めたコメ加工の過程で発生する副生産物は3割ほど⁷ が飼料や肥料に利用されるにとどまっており、加工技術の向上等を通じて更なる活用が期待されている。

上記①に関しては、近代化を目指した食品加工施設の新設や技術導入に関する補助金支援、複数の企業が共同で使用可能な加工施設や包装施設の提供、②に関しては、加工食品の品質管理に関する監視体制・品質規定の確立等、一部はPMKSYによる取り組みが進められている。しかし、その効果は十分には得られていない。したがって、インドにおいて豊富なコメを活用した食品加工産業の振興には、PMKSYの取り組みに加えて、近代化に向けた商品開発促進・技術の普及や、品質基準(FSSAI)の適応にむけたさらなる改善が求められる。

我が国には、米菓や日本酒といったコメ加工品が多く存在し、米ぬか、米粉、 麹等のコメの副生産物も食品や化粧品等に活用されてきた。また、Hazard Analysis and Critical Control Point (HACCP)等の安全管理基準が、広く行き届 いている。

日本のコメ加工技術、副生産物の活用や食品安全管理等に関し、本研修を通じてインド関係者が理解を深めることにより、同国の食文化に適したコメ加工食品の開発や、コメ加工技術の国内での普及展開を図り、国産米の付加価値向上とインド食品産業の発展に寄与することを目的とする。

³ Ministry of Food Processing Industries, Schemes Factsheet (2023)

⁴ India Food Processing Market Report 2021 (Mordor Intelligence)

⁵ Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises, Government of India, Annual Report 2019-20

⁶ Food Safety and Standards Authority of India (FSSAI) (2020)

⁷ National Institute of Agricultural Economics and Policy Research (2018)

(6) 案件目標

日本のコメ加工施設の視察及び専門家(研究者、民間企業)との意見交換等を通じて、日本のコメ加工技術や食品安全管理等に関する理解を深めることにより、インドの食文化に適したコメ加工食品の開発や、コメ加工技術の国内での普及展開を図るもの。

(7) 単元目標(アウトプット)

- 1) 成果 1: コメ加工に係る近代的な技術やコメ加工食品振興に向けた行政や企業の取り組みについての理解を深め、コメ加工食品の新規開発に寄与する。
- 2) 成果 2: 食品安全・品質管理における制度や現場の理解を深め、研修成果がインド中小零細食品加工業者向けの制度の発展に寄与する。
- 3) 成果3:日本の企業や研究機関との交流により、日本企業のインド進出や共同研究の推進に寄与する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

17 时沙克口		T
想定される研修項目	具体的内容	想定できる研修希望先
コメ加工技術	真空パックライス・日本酒製	・株式会社大潟村あきたこ
	造等の先端技術を活用したコ	まち生産者協会
	メ加工技術、米粉等の精米に	・株式会社ジャパンパック
	おける副産物の活用	ライス秋田
食品安全・品質管理	HACCP の導入、食品加工にお	・株式会社餃子計画
	ける品質管理の取り組み	・株式会社大潟村カントリ
		ーエレベーター公社
		・有限会社鼎家
		・秋田県立大学
		・秋田酒類製造株式会社
コメ加工品の振興	日本政府のコメ加工品振興、	・農林水産省
	市町村でのコメ加工品振興、	• 秋田県大潟村役場
	生産者団体や民間企業による	
	コメ加工品振興の取り組み	
コメ加工品研究	インディカ米の品質や加工に	·国立研究開発法人 国際
	関する研究	農林水産業研究センター
		・国研究開発法人農業・食
		品産業技術総合研究機構

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験/実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ、レポートの作成・発表
- 3) 当機構が実施するプログラム

集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日 の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1)契約履行期間(予定)

2023年12月1日~2024年3月27日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2)業務の概要

上記案件目標及び到達目標を達成するため、講義、視察、実習、討論等を組み合わせながら、研修を実施する。

なお、技術研修以外に JICA が実施する以下内容を日程案に含めることとする。

- (1) ブリーフィング(滞在諸手続き):0.5 日間(来日翌日)
- (2) 評価会:1時間程度(離日前日)

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料 (テキスト等) の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整

- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語ー日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(準委任契約)。
- (2) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性 があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイド ライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上